

令和 8 年 7 月 10 日

保護者の皆様

京都市立梅津中学校
校 長 菊地 順維

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校（園）においては、**京都市域**において**震度 5 弱以上の地震**があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校園前に発生した場合

- （1）**京都市域**に**震度 5 弱以上の地震**が発生した時は、**次の登校園日**を**臨時休業**とします。

※ 学校所在の梅津区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度 5 弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校・降園後、深夜 0 時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜 0 時以降、登校園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（ホームページ／すぐる）により、授業等を実施する旨を連絡します。

- （2）臨時休業とした場合、登校園の再開日は学校（園）及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校（園）から連絡します。

2 在校園中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

保護者の皆様

京都市立梅津中学校

校 長 菊地 順維

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校（園）においては、台風により**京都市**（※テレビやラジオにおいては、「**京都南部**」又は「**京都・亀岡**」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**（※大雨、暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発表された場合及び**梅津学区**に「**避難指示**」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 **特別警報**について

- (1) 登校園前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前0時までに解除になった場合 午後の授業（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 **暴風警報**について

- (1) 登校園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前 7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・ 午前 9時までに解除になった場合 3校時（10時50分）から始業
 - ・ 午前11時までに解除になった場合 午後の授業（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・ 午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 **氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合**

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、（ホームページ／すぐる）で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 避難指示が発令された場合について

(1) 水害の避難指示について

本校の校区である梅津学区は、「桂川・有栖川・天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。梅津学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「Ⅰ 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

※気象庁による新たな防災気象情報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）（令和8年5月28日から）

警戒レベル	防災気象情報	とるべき行動
レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める
レベル2	注意報	ハザードマップなどで自ら避難行動を確認
レベル3相当	警 報	高齢者や要配慮者など、避難に時間のかかる方は危険な場所から避難
レベル4相当	危険警報	危険な場所から全員避難
レベル5相当	特別警報	直ちに命を守る行動をとる、安全な場所へ直ちに移動

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校（降園）の安全が確認できるまで、学校（幼稚園）に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校（幼稚園）にて留め置くことといたします。

なお、緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。